

【指定障がい福祉サービス事業者等】 質疑応答

令和6年度指定障害福祉サービス事業所等に係る集団指導
鳥取県西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課

質問(人員配置を要件とする加算)

目標工賃達成指導員配置加算や、福祉専門職員等配置加算など、必要な人員配置を要件とする加算について、対象となる従業員が異動等で別の従業員に代わった場合、県への届出は必要か？

回答

県への届出が必要。

【提出書類】

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ・勤務形態一覧表
- ・組織図
- ・資格証の写し
- ・実務経験証明書

【参考】とりねっと様式掲載リンク>>><https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=243763>

【提出期限】

加算の取得:算定開始月の前月15日まで

加算の取下:速やかに提出すること。

質問(人員基準について)

管理者およびサービス管理(提供)責任者の兼務の範囲は？

回答(管理者)

サービス名	専従／兼務	常勤／非常勤
<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅系サービス ● 共同生活援助 	専従(※の場合は兼務可)	常勤
<ul style="list-style-type: none"> ● 療養介護 ● 生活介護 ● 短期入所 ● 自立訓練 ● 就労選択支援 ● 就労継続支援A型・B型 ● 就労定着支援 ● 自立生活援助 ● 指定地域移行(定着)支援 	専従(※の場合は兼務可)	非常勤でも可

※管理業務に支障がない場合に限る

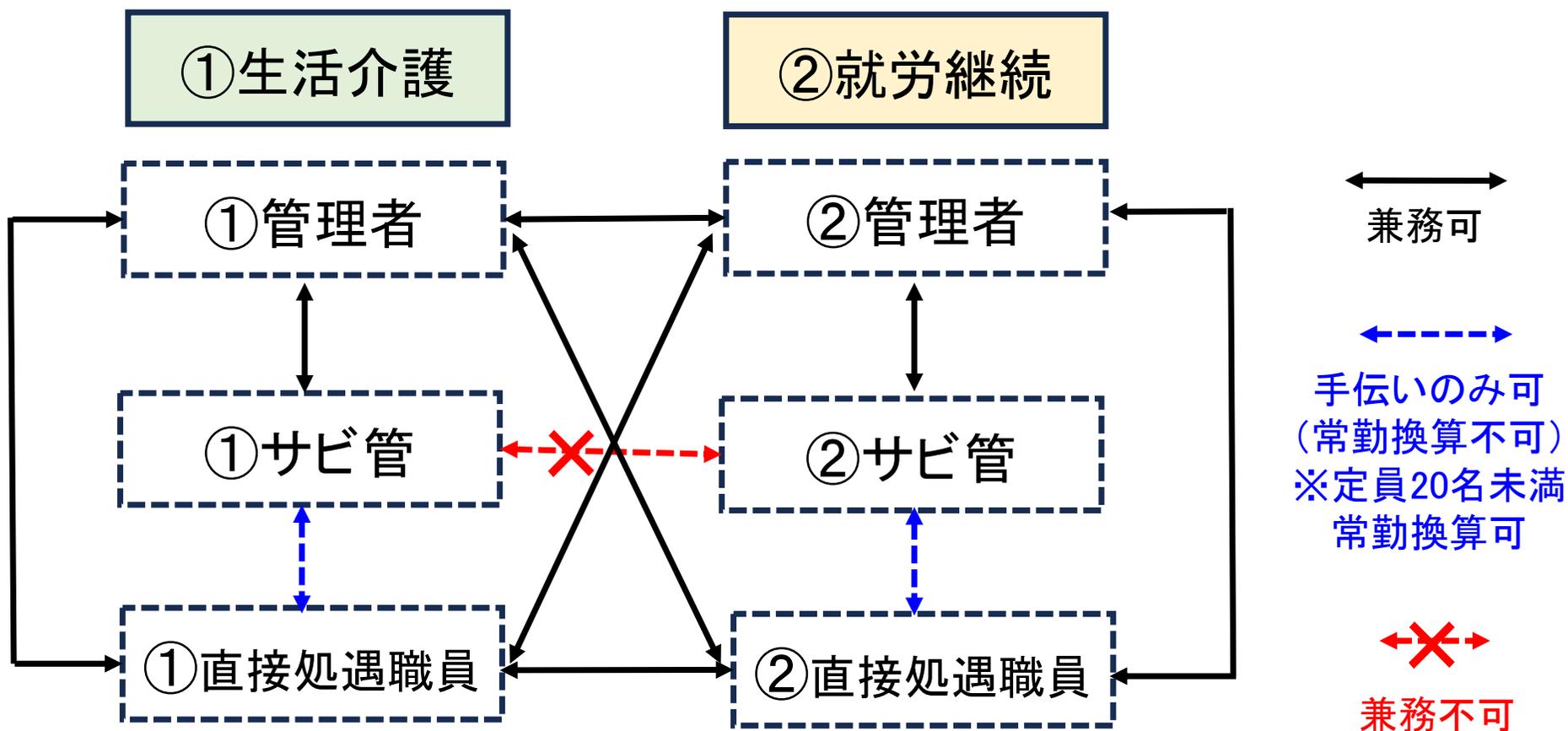
回答(サビ管(責))

サービス名	専従／兼務	常勤／非常勤
●居宅系サービス	兼務可	常勤 (事業所の規模に応じて常勤換算可) ※1参照
●療養介護	専従 (※2の場合は兼務可だが、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、他の職務に係る勤務時間への算入不可。)	1人以上は常勤
●生活介護 ●自立訓練 ●就労移行支援 ●就労継続支援A型・B型 ●自立生活援助	// (//。ただし、定員20名未満の場合は勤務時間への算入可。)	//
●就労定着支援	専従 (※2の場合は兼務可)	1人以上は常勤
●共同生活援助	兼務可	非常勤可

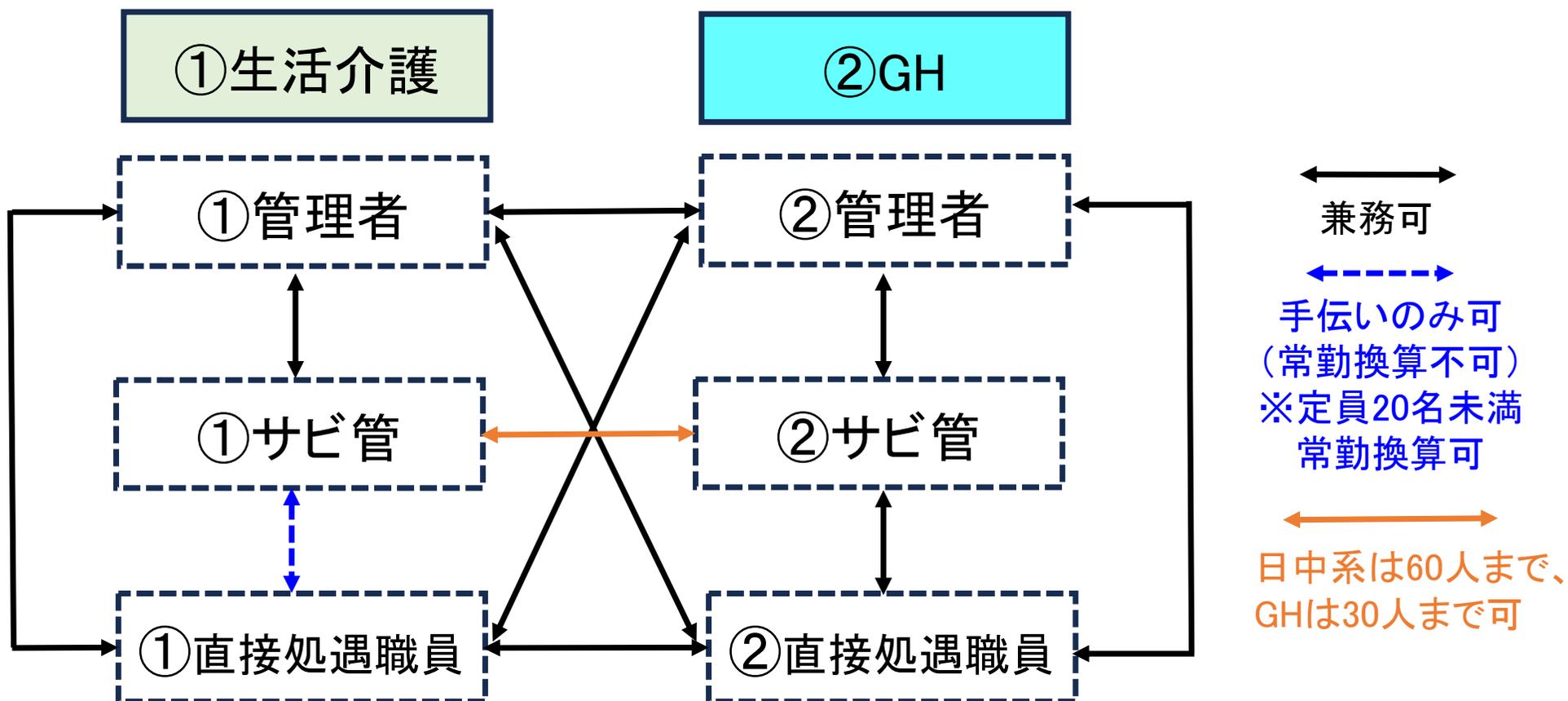
※1 非常勤を配置する場合の勤務時間は、常勤が勤務すべき時間数の1/2以上とする。

※2 業務に支障がない場合、同じ事業所内の他職種に限る。

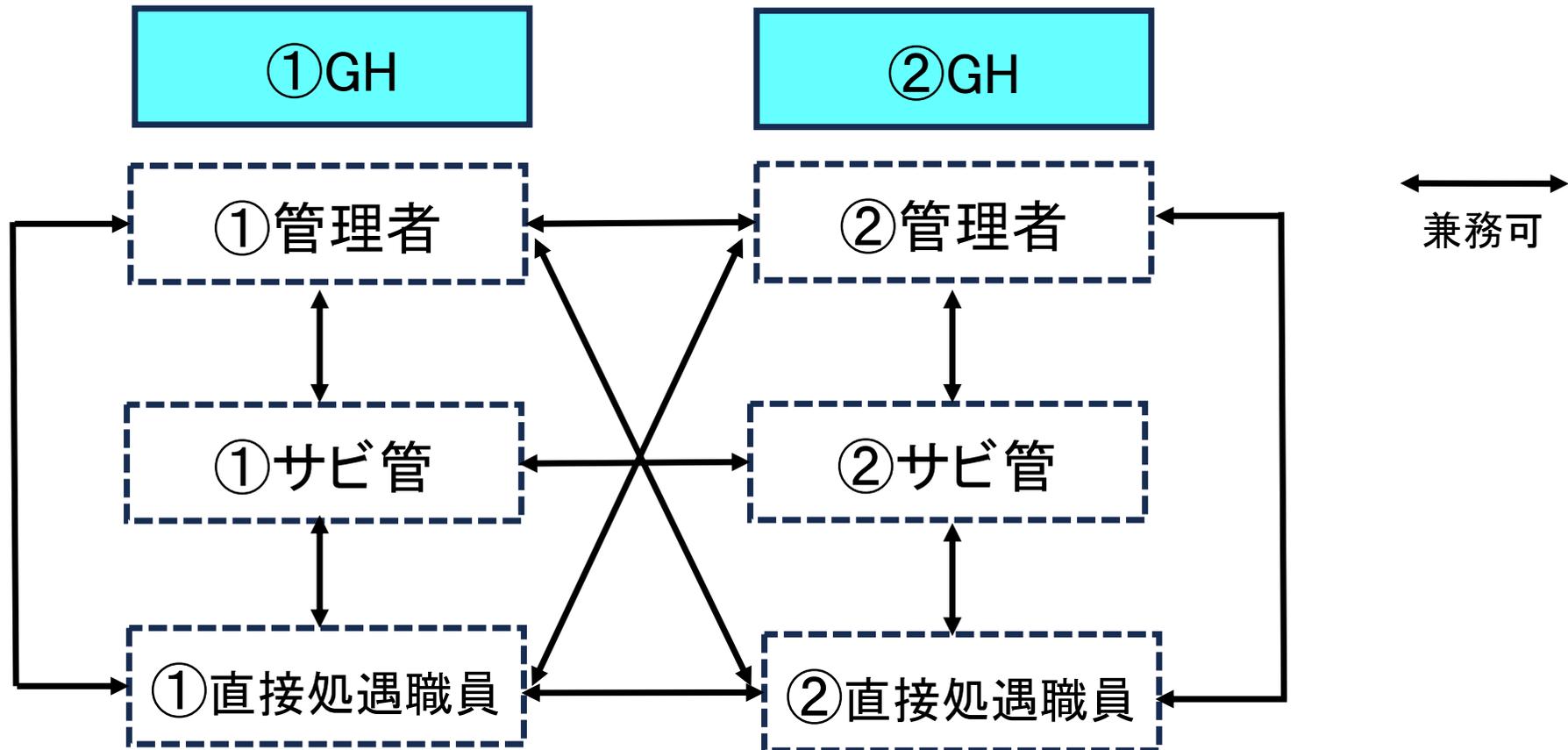
回答例 2事業所間での兼務



回答例 日中活動系サービスとGHの間での兼務



回答例 GH間での兼務



厚生労働省Q&A Vol.1(令和6年3月29日)より

(管理者の責務・兼務範囲)

問 13 管理者に求められる具体的な役割は何か。また、管理者の兼務範囲の見直しについて、兼務可能な職種や事業所数等に制限はあるか。

(答)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日付け障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)等の解釈通知においては、管理者の責務を、障害者総合支援法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、現場で発生する事象を最前線で把握しながら、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うこととしている。

管理者の兼務について、兼務可能な職種や事業所数等について一律の制限は設けないが、上記の管理者の責務を踏まえ、兼務先の事業所又は施設等において職務に従事する時間帯も、指定障害福祉サービス事業所等の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにすることが必要である。